



平成 29 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 日本カーバイド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 時雄
(コード番号 4064 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 栗原 清隆
(TEL 03-5462-8220)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成 28 年 12 月 2 日、当社の連結子会社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月 12 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 29 年 3 月 9 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 28 年 12 月 2 日、当社の連結子会社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月 12 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当該子会社において、最終利益を確保するため、工事原価を翌期以降に完成する工事案件に付け替えることにより、原価を不当に繰り延べる等の不適切な会計処理が継続的に行われていたことが明らかになりました。その結果、平成 24 年 3 月期から平成 29 年 3 月期第 1 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

本件は、当該子会社の当時の代表取締役社長の了解の上で取締役らの指示により不適切な会計処理が行われており、取締役会に対して一部虚偽の情報を報告するなど、当該子会社役職員のコンプライアンス意識に欠如があったことが認められました。

また、本件は、当社とは異なる業種の子会社において行われていたものですが、当社は、当該子会社から提出される決算内容や事業報告等の各種報告について、その事業特性を踏まえた確認・検証を行えておらず、当社から当該子会社に派遣された取締役及び監査役も、当該子会社の取締役の職務執行状況に対して、事業特性を踏まえた監視・監督が不十分であり、当社による子会社管理が不十分な状況が認められました。加えて、当社が当該子会社に対して実施していた内部監査は、不正リスクを念頭に置いたものではありませんでした。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以 上